



小口保証制度 【かなえ】

最大
300万円

中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰りをバックアップ

“カードローン”機能追加!!

さらに便利に
パワーアップ!!

いつでも
ATMで入出金

固定金利
年1.80%

創業者の方も
ご利用可能



SHIMANE
GUARANTEE

島根県信用保証協会



小口保証制度 【かなえ】

コロナ禍において資金繰りに苦慮されている方、創業者の方等、幅広い方にご活用いただけるように、小口保証制度【かなえ】に新たに“カードローン”機能を追加しました。

“カードローン”は、金融機関窓口に行かなくてもATM等での利用が可能であったり、極度額内であれば出し入れ自由であったりと利便性の高い商品となっております。また、金利についても固定金利1.80%と他のカードローン制度よりも低利の制度設計となっておりますので、ぜひご活用ください。

貸付形式	証書貸付・手形貸付	当座貸越（カードローン）
融資限度額	1,000万円 <small>ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で5,000万円の範囲内とする。また、本制度の残高がある場合は、その残高と合わせて1,000万円以内とする。</small>	50万円～300万円
資金使途	事業資金（運転資金および設備資金）	
融資期間	7年以内 <small>（一括弁済は保証期間6ヶ月以内）</small>	1年間もしくは2年間 <small>（引続き資格要件を満たす場合は最大6年まで更新可能）</small>
返済方法	均等分割返済または一括返済	約定弁済または随時弁済
貸付利率	責任共有対象 年1.80%（固定） 責任共有対象外 年1.60%（固定）	年1.80%（固定） <small>（責任共有対象のみ）</small>
信用保証料率	年0.45～1.55%	年0.39～1.55%
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要	
担保	不要	
ご利用いただけるお客様	<p>中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の条件を全て満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人で島根県内に本店または事業所を有する方、及び個人で住居または事業所のいずれかが島根県内にある方 ②手形交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていないこと ③破産・民事再生・会社更生等法的整理の手続き中、私的整理の手続き中でないこと ④既存貸出金に延滞がないこと ⑤信用保証協会の求償権関係者でないこと 	

詳しくは、こちらまでお問い合わせください。

お申し込みは
商工会議所・商工会へ！



島根県信用保証協会



▶ <https://www.shimane-cgc.or.jp/>
ホームページ / 経営支援事例をwebで公開中
◀ <https://hosityokyo.shimane-cgc.or.jp/>



本店営業部 〒690-8503 島根県松江市殿町105番地
TEL.0852-22-2837 FAX.0852-22-3075 E-mail: hosyo@shimane-cgc.or.jp

出雲支店 〒693-0012 島根県出雲市大津新崎町2丁目24番地
TEL.0853-21-4998 FAX.0853-21-4858 E-mail: izumo@shimane-cgc.or.jp

浜田支店 〒697-0027 島根県浜田市殿町83番地50
TEL.0855-22-0833 FAX.0855-22-3309 E-mail: hamada@shimane-cgc.or.jp

益田支店 〒698-0026 島根県益田市あけぼの本町10番地6
TEL.0856-22-4567 FAX.0856-22-4568 E-mail: masuda@shimane-cgc.or.jp

何でも相談ホットライン 電話番号・FAX番号（共通）



0120-40-5471

当協会をご利用中でない方、創業予定の方でも無料でご利用いただけます。お気軽にご相談ください。